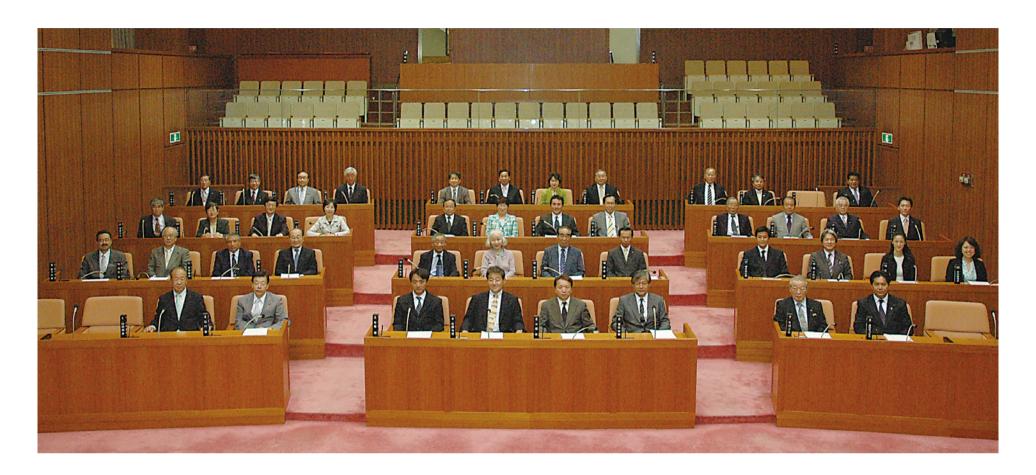


くぎかしだより

発行/北区議会 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号 TEL(3908)1111(大代表)



平成22年第1回臨時会を5月26日に開会しました。

正副議長の選挙、監査委員選任の同意、各委員会委員の選任等を行いました。 第1回臨時会の詳細につきましては、くぎかいだより第228号でお知らせします。

书	予	委	貝	会	議会運営		吊	仕 多	員	会
交通環境 対 策	都区制度等調查	防 災対 策	地 開	域 発	委員会	建設	文教	健康福祉	区民生活	企 画総 務
2 首都高速道路王子線に係わる諸問題について1 駅周辺の交通バリアフリー対策について	2 地方分権に伴う地方行財政制度の改革について1 今後の都区のあり方に係わる都区協議について	2 風水害等について 1 地震災害について	5 田端地区土地区画整理事業について4 赤羽駅東口地区まちづくりについて3 志茂地区まちづくりについて2 西ク原地区まちづくりについて	(3)十条駅周辺地区再開発につい(3)十条駅周辺地区再開発につい)十条駅付近地下化に伴う諸十条地区まちづくりについて	3 議長の諮問に関する事項2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項1 議会の運営に関する事項	まちづくり部に関する事項	教育委員会事務局に関する事項	健康福祉部及び子ども家庭部に関する事項	地域振興部、区民部及び生活環境部に関する事項	い事項局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しな局及び監査事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しな政策経営部、総務部、危機管理室、会計管理室、選挙管理委員会事務



榎本はじめ



等是

のの、 その職責の重さを痛感 議において、

政には地域生活に密着した課めの様々な対応等、今日の区区民の安全安心を確保するた組み、駅周辺のバリアフリー、 組み、駅周辺のバリアフリー、の対応、地球環境保全への取対策をはじめ、少子高齢化へ

北区においても、景気雇用透明感は払拭できません。 に余る光栄に存じます。また選出されました。まことに身 依然残っており、先行きの不 回復の兆しが見えてはきたも さに身の引き締まる思いです 今わが国の経済は、若干の 雇用情勢の悪化懸念は 議長・副議長にのたびの臨時本会 Ļ ま

ってのご挨拶とさせていた さます。

ときめきのまち-人と水とみとりの美しいふるさと北区」を実現するためには、区民と区が良好なパートナーシップを築いていくことが重要です。議会としましては、区民に開かれた区議会の着実な実現を目指すとともに、区政上の様々な課題をしっかりと把握し、区民の視点で、区民のための行政が実現されるよう区と力を合わせ全力を尽くしていく決意です。 皆様のご理解とご協力をおりいたしまして、就任にあ願いいたしまして、就任にあ 「ともにつくり未来こっょ、これらの課題を乗り越え、 もにつくり未来につなぐ

副議長 の あ さ

なってるの

区議会議員は

区民の代弁者です

【議会を構成する議員】

役割を担っています。 民の意思を区政に反映させる重要な 会は区民を代表する機関であり、区 ばれた議員で構成されています。 議会は区民の直接選挙によって選

【任期及び定数】

成19年5月1日から平成23年4月30現在の北区議会議員の任期は、平 日までの4年間で、議員の定数は、 条例により4人となっています。

代表・進行役です

(議長・副議長の選出方法)

も議員の任期ですが、議会の許可を と副議長を選びます。 得て辞職することができます。 議会は、議員の中から選挙で議長 任期はいずれ

【議長の仕事】

的に議会を代表します。 会に関する事務処理を指揮し、対外 会議の運営や秩序の維持に努め、議 議長は、区議会のリーダーとして

気や出張などで不在の場合、 に議長の職務を行います。 副議長は、議長が欠けたときや病

委員会があります議会には本会議と

【本会議と委員会】

られています。 の予備審査機関として委員会が設け 本会議で行われますが、この本会議 議会の最終的な意思決定 (議決) は、

りも、部門(所管)ごとに分かれて より深い議論ができるからです。 専門的に審査を行った方が能率的で、 本会議ですべての問題を議論するよ このような委員会制度をとるのは、

【委員長・副委員長の選出方法】

会においては22人以上)が出席して

いることが必要です。

を委員から互選します。任期はいず れも委員の任期によります。 委員会において委員長と副委員長

【委員長の仕事】

もに、委員会の議事の進行や整理を 委員長が不在の場合には、副委員長 委員長は、委員会を招集するとと

が代わりに委員長の職務を行います。

定例会は年4回 開かれます

[定例会と臨時会]

会」と必要に応じて開かれる **[庭例** 北区議会には、年4回(2月、6 があります。

[議会の招集]

招集しますが、議長から招集請求が 1以上(北区議会においては11人以上) あったとき、又は議員定数の4分の 区長は臨時会を招集しなければなりま の議員から招集請求があったときは 区議会の定例会、臨時会は区長が

[会期]

じめに議会の議決で決めます。原則 動などを行います。 として、会期中に本会議や委員会活 いいます。会期の長さは、会期のは 議会が活動する期間を「会期」

(議会の開会)

始まります。 も、議長の宣告により行われます。 員定数の半数以上の議員(北区議 す。また、その日ごとの会議の開閉 開会のためには、招集に応じて議 議会は、「開会」によって活動が 開会は議長が宣告しま

区議会事務局です

[区議会事務局]

ために十分な活動ができるよう**事務** 局を置いています。

付など、区民の窓口になっています。 また、会議録や「くぎかいだより」 員会運営の準備や、請願・陳情の受 の発行なども行っています。 職員は議長が任命し、本会議・委

であずればいいので

陳情として提出でき 区民の要望は請願や

【請願・陳情の提出方法】

出します。受付は常時行っています 区議会議長とし、区議会事務局へ提 が、定例会の会期中の委員会で審査 で施策の実現を要望する制度です。 **請願」には議員の紹介**が必要です。 請願・陳情の提出先(あて名)は 請願・陳情は、議会に対して文書

期の初日の4日前(区役所が休み の日を除く)までに提出する必要が するためには、事務の手続き上、会 あります。

者 (代表者)

○○に関する請願 (陳情) 書

(本会議

旨

要

由

電話番号 名 所 (署名または記名押印)※紹介議員 請願(陳情)

東京都北区議会議長年 月 日 殿

必要ありません。 ※陳情の場合は紹介議員は

(委員会) (本会議) 採択 審査・ 審查結果通知 表決 決 不採択

区議会を傍聴しよう

[会議の公開]

る審議状況を知ることができるよう 議しています。区民が区議会におけ 聴」することができます ていますので、これらの会議を「傍 に、本会議や委員会を**原則公開**し 区議会では区民に身近な問題を審

こんな日程の場合

月 締切日

4日前

3日前

2 日前 1日前

【請願・陳情の審査方法】

続審査」とします。 採択」とします。なお、引き続き審 内容に議会として賛成できるものは 査すべきと判断した場合には、 「採択」、賛成できないものは「不 請願・陳情は慎重に審査し、その

執行機関は、その後の取り組み状況 員会などの執行機関へ送付します。 取り組むべきものは、議長から区長 ています。 や教育委員会をはじめとする行政委 について議会へ報告することになっ 採択された請願・陳情のうち区で

その審査結果を通知しています。 や氏名などは、公表されます。 なお、請願・陳情の提出者の住所 また、請願・陳情の提出者には、

請願・陳情の提出 委員会への付託 その後の委員会において 継続審査 議案、 システ ◎ 区議 ます。 は区議 だより の活動 容をお 会事務局で閲覧できます。

報) を の録画 す。 定 もお知らせしています。会議録検索 ◎区議会の活動は、ホームページで 北区の 委員会等の審査・報告案件(最新情 会議開会前に閲覧できます。 映像を配信しています。また、 ムにより会議録を閲覧できま ホームページ 例会の一般質問及び臨時会

で録画 北ケーブルTV(北9チャンネル) ◎定例会本会議の代表質問の様子を 「北区議会」からご覧になれます。 (http://www.city.kita.tokyo.jp/) © 放映しています。放送日時は、 ページなどでお知らせしてい

【傍聴の方法】

てから **区議会事務局で傍聴券**の交付を受け 本会議は、区役所第一庁舎4階の できます。 委員会室で傍聴簿に記入の上、傍聴 傍聴の定員は、本会議場が70人、 委員会は、区役所第一庁舎4階の 、6階の傍聴席で傍聴できます。

区議会の活動につい て知りたい方は

30人です。いずれも先着順となります。 第一委員会室が20人、第二委員会室が

【区議会の広報】

を区の らせする「区議会開催のお知らせ」 ◎区議会では、定例会の日程をお知 地域振興室などに掲示してい

会議録や年報は最寄りの図書館で、 区議会事務局までお申し出ください。 の点字版とテープ版(声のくぎか 報」を発行しています。 「くぎかい **いだより**) を発行していますので、 「くぎかいだより」及び本会議の内 知らせする「会議録」や年間 会の活動状況をお知らせする 委員会の記録や委員会資料等 」は、目の不自由な方のため 状況をまとめた「区議会年

は どんな化

[議案の審議の流れ]

議案」といいます。 **本会議**は、議員全員が集まる最も

の討論が行われ、議決されます。 告をまって本会議では賛成や反対 ●委員会 各委員会に付託した議案の審査報

その他の区の職員の出席を議長を通 自由に質疑し、意見を述べること 委員会から議案を提出することもで じて求めることができます。また、 ができます。必要に応じて、区長や **委員会**では、委員は議題について

聴会を開いたり、**参考人**を呼ぶこ ともできます。 委員会が必要と認めたときは、公

報告書を作成して議長に提出します。

0 議決します議会で重要な議案を

議会が区長や議員から提出された

議の議決で確定し ます

議会で審議し、議決する原案を

重要な会議です。本会議では、提出 と、それぞれの議案を委員会に付 者より議案の説明を受け、質疑のあ 託します。

審査が終了した時は、委員長は審査

委員を議会の選挙で選びます

◎公開の原則

会議の傍聴や会議録の閲覧がで

議決

議案などを審議して、それに対する

意思を決めることを「議決」といい

議など区議会の機関意思を決めるも 体意思を決めるものと、意見書・決 のとがあります。 議決には、予算や条例など区の団

区が結ぶ一定額以上の契約や財産の らを、区議会で議決します。 条例の制定や改正、予算や決算、 得など、区の仕事で重要なことが

【区議会と区長】

た権限を持っています。そして相互 選挙により選ばれ、それぞれ独立し は、区議会で決められたことに基づ な事項を決めています。一方、区長 うよう努力しています。 に協力してよりよい豊かな区政を行 き、実際の区の仕事を進めています。 議員も区長も、ともに区民の直接 区議会は、区民生活に関わる重要

【区政のチェック機能】

案をして、区政をチェックしていま 実情を調べてもらうこともあります。 とつです。監査委員に監査を求め、 本会議で**「一般質問」**を行ったり、 **査**することも議会の大切な仕事のひ うかを**調査**したり、事務の内容を**検** また委員会で報告を受けて質問や提 区政が正しく運営されているかど

表

決

[任命・選任の同意、選挙]

会 議

討

論

(修正があれば案を出す)

委員会審査報告

本

表

決

決める際に、議会として**同意**する **監査委員、教育委員**)に就く人を かどうかを決めます。 また、区民の中から区の選挙管理 区長が、区の重要な役職(副区長

0 議案は公平に、 審議されます 慎重に

◎定足数の原則

(会議の諸原則)

②過半数議決の原則

議決するには、出席議員の過半

上の議員の出席が必要です。

会議を開くには、定数の半数以

を円滑に進めるための重要なルール 本会議や委員会においては、議事

> 一事不再議の原則 数の賛成が必要です。

度議決したら、その会期中に

議 案

同じ問題については再度議決す ことはできません。

◎会期不継続の原則

会期が終われば消滅します。 議決できなかった議案は、 その

◎発言自由の原則

本会議

議

案

上

程

質

疑

応

答

委員会に付託

提出者の説明

する権利を持っています。 議員であれば誰でも会議で発言

[議員の派遣]

向上に努めています議会は審議能力の

提出

者 の

説

明

疑

応

答

必要に応じて議員を視察に派遣する ことができます。 議会は、審査の参考にするため、

【委員会の調査活動】

委 員 会

討

論

(修正があれば案を出す)

専門家を招いて、説明会や勉強会 を開くこともできます。 ときは、委員を**視察**に派遣すること ができます。また、国や都の職員や 委員会は審査や調査に必要がある

【住民の意見の把握】

に努めています。 意見を聞いたり、相談に応じたりし 議員は区民の代表として、区民の 区に対する要望を把握すること

の紹介議員となることがあります また、区民が議会に提出する請

可決・修正可決・否決

【議員の調査研究活動】

する勉強会や調査活動を行ってレベ こともあります。会派でも区政に関接**調査**を行い、担当者から話を聞く 策を提案しています。そのため、直 問題点や課題を見つけて、新しい施 ルアップを図っています。 議員は、区役所の仕事を把握し、

費は、政務調査費として区長から会 なお、これらの調査研究活動の

議員は、

[条例の提案]

提案には、議員定数の12分の1以 例は一般に区長が議会に提案します に基づいて行われています。区の条 の議員の賛成が必要です。 上(北区議会においては4人以上) が、議員も提案することができます。 区の仕事は法律、条例、規則など

とができます。 また、委員会からも提案するこ

報告や

説明を求めることができます。

って区の仕事全般について区長などに

【意見書の提案】

国会に意見書を提出することがで きます。議員及び委員会は、意見書 を議会に提案することができます。 て、**国、都**などの関係行政機関及び 区議会は公益に関することについ

書などを議会に提案議員は、条例・意見 できます

明は議員の最も大切発言・賛否の意思表 な権利です

質問権・賛否の意思表明権 会議への出席権・発言権・

会議に出席して発言・質問したり、

ことは、議員として、最も基本的 で重要な権利です。 議員は、本会議の一般質問などによ .対する賛否の意思を表明する

【議会の招集請求権】

区長は 上げるべき事件を示して、また、区長は11人以上)の議員から会議で取りの4分の1以上(北区議会において などの 会を開くように請求があった場合は、 ありますが、議長から又は議員定数 区 議会を招集する権限は区長に 招集しなければなりません。 執行機関の報告を求めて臨時

り施行しました。 を目的に制定し、平成11年5月1日よ 場にあることを認識し、区民全体の奉 で民主的な区政の発展に寄与すること の職務を行うことを促し、もって清浄 め、常に良心に従い誠実かつ公正にそ 仕者として政治倫理の確立と向上に努 議員が区民の厳粛な信託を受けた立

おそれのある行為をしないこと。②区 その職務に関し不当の疑惑をもたれる と名誉を損なう一切の行為を慎むとと ①区民全体の代表者として、その品位 民全体の奉仕者として人格と倫理の向 もに、区職員の採用に介入するなど、 上に努め、その地位を利用し、 条例では、政治倫理基準として、

> 利な取 のある寄附等を受けないこと。特に、 ⑤政治活動に関し企業その他の団体か させることがないように努めること。 兼職報 企業その他の団体のために有利又は不 び請負の契約に関し、特定の個人及び しない 体に関し、区民に対し疑惑の念を生じ る企業からの寄附等は自粛すること等 区と現に売買、委託及び請負関係にあ 公正を疑わせるような金品の授受等を いこと。③区が行う売買、委託及 治的道義的批判を受けるおそれ 計らいをしないこと。④兼業・

を定めています。 に反する働きかけを行ってはならない さんの協力

も不可欠です。この条例 また た、この基準の遵守には**区民の皆** 区民が議員に対して、この基準

います。

す。政治倫理条例の全文及び審査会の概治倫理審査会での審査を定めていま を付与することや区民参加による政さらに、区民と議員に審査請求権 要はよ なお、現在の政治倫理審査会の委員 ームページでも公開しています

の任期は平成23年10月27日までとなっ

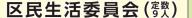
(3)

新しい議会の構成

宇野等

議会選出監査委員 上川 晃福田伸樹

企画総務委員会(影)



健康福祉委員会(質)

文教委員会(際)

建設委員会(緊)



◎土屋 敏 田端3-3-14 3827-7605(公)



○渡辺かつひろ 中十条1-21-2 3906-3601(白)



◎山崎たい子 ○太田奈保子 豊島7-19-10 3927-7832(共)



赤羽2-47-2-201 6421-2430(自)



◎池田博 赤羽北1-3-1 3907-0669(自)



○本田正則 田端3-4-12-305 3824-3956(共)



◎大畑 修 中十条3-8-9 3908-8669(民)



○八百川孝 東十条5-1-9-101 3901-9898(共)



◎山中邦彦 赤羽2-49-11 3901-9376(あ)



志茂3-21-9 3598-1040(民)



大島 実 堀船2-31-2-903 3914-9342(公)



金子 章 十条仲原1-3-7 3908-6661(あ)



稲垣 浩 浮間2-10-7 5392-1242(公)



宇野 等 上十条1-9-23-1002 3909-0473(公)



青木博子 志茂4-25-3 3901-7645(公)



石川 清 赤羽西1-41-5 3900-0577(あ)



上川 晃 赤羽台4-17-18-808 3907-0505(公)



林 千春 豊島4-16-34-811 3914-3407(民)



小関和幸 豊島5-4-1-1319 3912-6622(公)



小池たくみ 浮間3-1-4-504 5392-4892(自)



木元良八 神谷2-11-2 3902-3564(共)



椿くにじ 上十条2-20-6 6903-8122(自)



黒田みち子 滝野川5-9-3 3916-0056(自)



鈴木隆司 志茂3-17-23 3901-3618(民)



榎本はじめ 滝野川2-6-11-101 3940-9373(自)



佐藤有恒 滝野川1-68-7-1101 3940-8177(民)



藤田隆 上中里2-4-11 3911-1318(自)



宮島 滝野川4-30-5 3907-0399(公)



近藤光則 赤羽南2-11-18-B1 6454-3980(公)



相楽淑子 赤羽北3-22-17 3900-7814(共)



平田雅夫 堀船4-5-15 3912-2567(民)



八巻直人 滝野川2-34-4-201 3917-9827(共)





樋口万丈 豊島3-13-10 3913-9015(自)



福島宏紀 豊島5-4-1-618 3913-4751(共)



中川大一 赤羽北2-18-18 3900-5553(共)



永沼正光 志茂2-48-4 3901-7571(自)



安田勝彦 神谷3-30-10 3902-1812(あ)



山田加奈子 西ケ原3-57-9 5394-1418(自)



戸枝大幸 田端4-21-14-703 3824-1717(自)



岩淵町22-31-401 3901-0851(共)



山崎 満 赤羽西4-19-8 3909-3846(自)



福田 王子5-2-4-601 3927-3304(社)







王子3-8-2

3914-5708(公)







赤羽台3-13-24-202 3900-0137(民)

福田伸樹

自=自由民主党議員団 公=公明党議員団 共=日本共産党北区議員団 民=民主区民クラブ あ=あすか新生議員団 (会派名の略称) 社=新社会党議員団

議会運営委員会(際)

◎戸枝大幸○青木博子 浩 大 島 稲 垣 実 小池たくみ 太田奈保子 相楽淑子 林 千春 平田雅夫 八巻直人 山崎たい子 山崎 満 山中邦彦

地域開発特別委員会(際)

◎藤田隆一○佐藤有恒 青木博子 榎本はじめ 太田奈保子 金 子 章 给 木 隆 司 敏 土屋 本田正則 八百川孝 渡辺かつひろ

公明党議員団

■大島 実□青木博子

☆稲 垣 浩△近藤光則

◇ 横満加代子 宇野 等

小 関 和 幸 上 川

土屋 敏 宮島

晃

修

防災対策特別委員会(際)

◎稲 垣 浩 ○椿 く に じ 池田博一 宇 野 永沼正光 上 川 晃 野々山研 花 見 降 福島宏紀 福田伸樹 安田勝彦

都区制度等調査特別委員会(際)

会

◎相楽淑子○石川 大島 実 大 畑 木元良八 近藤光則 中川大一 戸枝大幸 樋口万丈 福田実 山田加奈子

交通環境対策特別委員会(際)

◎林 千春○八巻直人 小関和幸 黒田みち子 小池たくみ 平田雅夫 宮 島 修 山崎たい子 山中邦彦 山崎 満 横満加代子

自由民主党議員団 ■山 崎 満□太田奈保子

- □ 渡辺かつひろ ☆ 小池たくみ △◇椿くにじ△山田加奈子 池 田 博 一 榎本はじめ 黒田みち子 戸枝大幸 永沼正光 樋口万丈 藤田隆一
 - 新社会党議員団

福 田 実

日本共産党北区議員団

■八巻直人□相楽淑子 ☆山崎たい子△〉野々山 研 木元良八 中川大一 福島宏紀 本田正則 八百川 孝

民主区民クラブ

■平田雅夫□○花見 ☆林 千春△佐藤有恒 大畑 修 鈴木隆司 福田伸樹

あすか新生議員団

■山中邦彦☆金 子 章 ☆安田勝彦△石川 清

■幹事長 □副幹事長

☆政務調査会長 △政務調査副会長 ◇区議会だより編集委員会委員

(4) 問い合わせ:区議会だより編集委員会 TEL3908-9949 FAX3908-0600